

令和7年度 行動計画

福島県建築設計協同組合
代表理事 鈴木 宏幸

建築関係の技術者不足に悩む市町村や県内企業・団体等に対し、発注者支援の観点から広く組合業務を広報すると共に、組合員が有する専門的な知識を活かし多様な相談に応ずるなど、より良い公共建築物等の計画・整備支援を通して社会貢献してまいります。

(発注者支援の背景・経緯)

当組合は、建築設計・監理業務の共同受注を目的に昭和41年4月の発足以来、組織力を生かし県内自治体等からの建築設計・工事監理業務を中心に業務受託してきました。中でも、発注者支援の観点から取組んでいる無料相談や建築設計プロポーザル等の実施は、技術職員が不在で事業発注経験が少ない自治体等から一定の評価をいただけてきましたが、このような活動を認知いただいている自治体は少数にとどまっています。

一方、国においては国土交通省の諮問機関である社会資本整備審議会から平成29年1月に「官庁施設整備における発注者のあり方について」の答申がなされ、公共建築工事の発注者がその役割を適切に果たすための方策の一つとして、発注者支援を受けるために外部機関を活用することが明記されました。また、令和3年7月には「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、解説書（第三版）が改定され関係団体にも周知されたところです。

背景にあるのは、適切な予算確保や設計・工事等の監督・検査など発注者業務が多岐にわたること、設計者選定の多様化・複雑化に伴い高度な専門技術力を求められること、建築物の長寿命化対策・施設再編に伴う建築物の用途変更・複合化の要請など担当者の業務内容も大きく変化していること、併せて、このような業務を執行する市町村の3割で営繕技術職員が配置されていない現状にあるなど技術者不足が深刻化していることなどです。

(行動計画の作成)

当組合では、このような現状を踏まえ発注者支援に向けた組合のあり方を模索するため、令和2年11月に「組合のあり方検討会」を設置しました。検討会では、①市町村等の発注者への広報手法、②新たな広報ツールとしての業務領域の拡大、③そのための組織体制の再構築と業務運営戦略の構築等を主な課題として絞り込み、これらの現状分析・対応策の検討を重ね、具体策としての行動計画「新時代への組合ビジョン2021」を作成しました。

(令和7年度 行動計画)

本行動計画に基づく4年間の実績を基に5年目となる令和7年度は、5カ年計画の最終年度となります。発注者への組合業務の広報・周知や時代のニーズに即した専門的な技術力向上のための研修（木造・木質化、ZEB、PM等）の実施、さらにはDX化の一環として取り組んでいるBIM活用による将来の設計環境の研究・整備など、発注者支援に資する業務を実施してまいります。